

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

当行グループ全体のソリューション機能を発揮し、地域企業の持続的成長を支援するため、事業承継やM&Aに関する専門的なアドバイスを提供するとともに、オープンイノベーションを促進するためのビジネスマッチングや連携支援を行っています。また、各種商談会の開催による企業間の連携を通じて、新たな価値創造を支援します。

b. IT 実装支援

地域企業のデジタル化を支援するため、EDIの導入支援や業務効率化に向けたITソリューションの提供を行っています。また、IT人材の育成やサイバーセキュリティ対策に関するセミナー・研修を通じて、企業のIT基盤強化を支援しています。

c. 専門人材マッチング

地域の課題解決に向けて、専門人材の紹介・マッチング支援を行っています。地元大学や研究機関、専門団体との連携を通じて、企業のニーズに応じた人材確保を支援し、地域産業の高度化を図ります。

d. グリーン化の取組

地域の環境課題に対応するため、脱炭素化に向けた技術導入支援や省エネ診断の実施、グリーンファイナンスの提供を通じて、企業の環境対応を支援しています。離島地域との連携による持続可能な地域づくりにも積極的に取り組んでいます。

e. 健康経営に関する取組

職員の健康増進を企業価値向上の一環と捉え、健康経営の推進を支援しています。企業向けに健康経営に関するノウハウ提供による健康施策の共同実施を通じて、地域と共に働きやすい職場環境づくりを支援しています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当行は、「地域密着・地域貢献」のもと、地域社会の価値向上と持続可能な未来の創造に向けて、地域課題の解決に資する多様な取り組みを展開しています。「金融をコアとする総合サービスグループ」として、地域の皆さんとともに新たな価値を創造し、持続可能なパートナーシップの構築に努めてまいります。

2025年9月30日

株式会社沖縄銀行

取締役頭取 山城 正保